

新たな学校生活スタイルガイドライン

市川市教育委員会
校長会連絡協議会

感染対策の基本	2
I 児童・生徒・教職員の陽性確認時対応フロー	3
II 学級閉鎖等の基準	4
III 学校生活感染防止対策	4
IV 教育課程等	8
V 学校行事	9
VI 部活動	10
VII ほっと給食	10
VIII 教育課程外	11

※ 感染状況・国の動向により変更する場合は、別途定めます。

※ 本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に移行される
5 月 7 日までの措置となります。

感染対策の基本

学校生活を送る上での基本的な考え方は、以下のとおりです。

With コロナ時代において、皆で感染の広がりを防ぎながら、学校での学びを止めることなく、実りある生活を進めていきます。

<感染症予防の3原則>

◎ 感染源を絶つ

- ・発熱や風邪症状のある者等の自宅休養の徹底

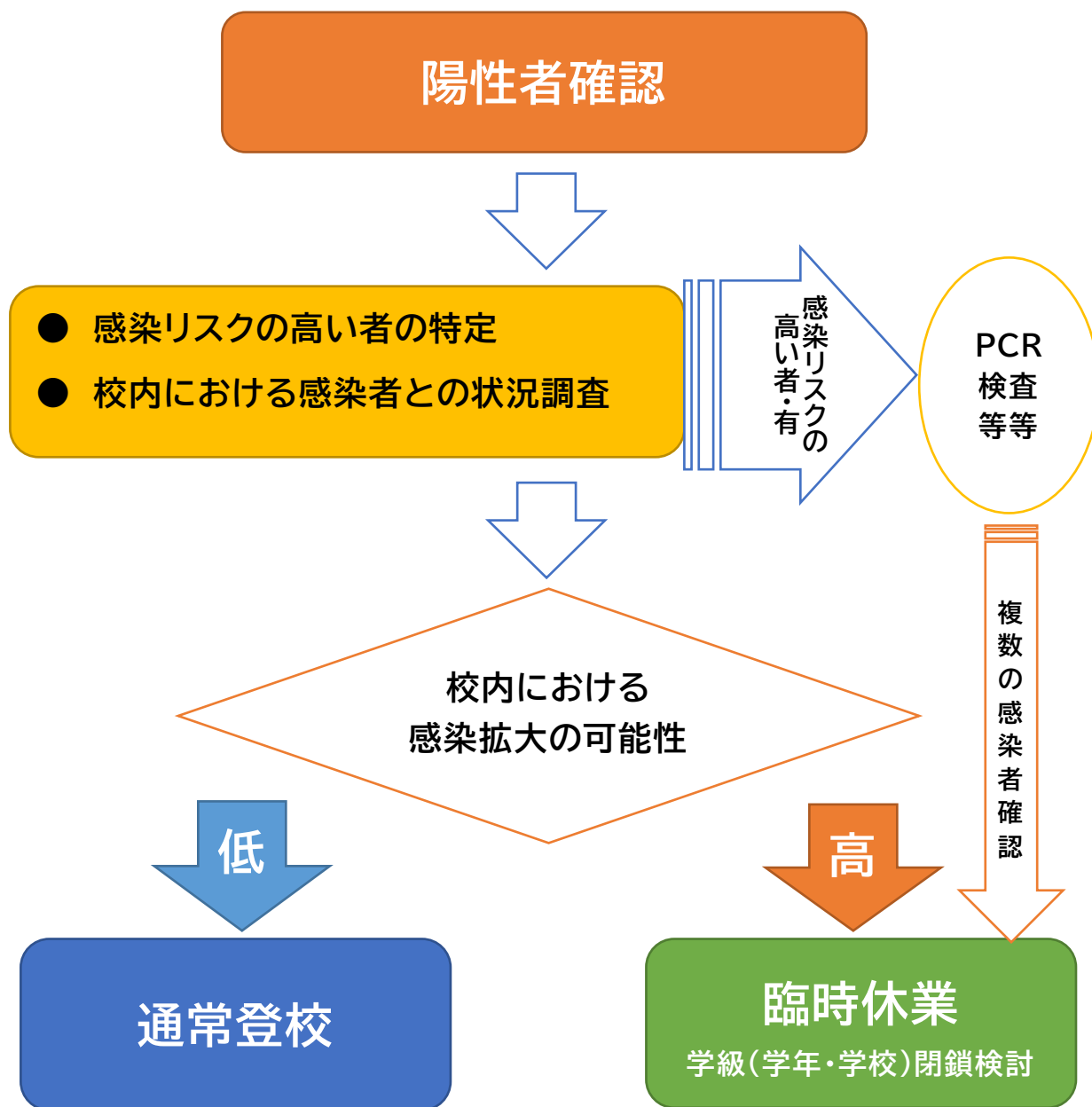
◎ 感染経路を絶つ

- ・こまめな換気、手洗い等の手指衛生の徹底

◎ 身体全体の抵抗力を高める

- ・基本的な体調管理に努め、規則正しい生活を心がける

I 児童・生徒・教職員の陽性確認時対応フロー



○陽性者は、定められた期間出席停止とします。

○確認された感染リスクの高い者は、指示された間出席停止とします。

○学校が感染拡大の可能性が高いと判断した場合は、学級(学年・学校)閉鎖を検討します。

II 学級閉鎖等の基準

1 学級閉鎖

○同一学級で複数の感染者が判明し、感染が拡大している可能性が高い場合、学級閉鎖を検討する。

- ・学校が体調不良者等の状況確認をする。
- ・学級内に複数の体調不良者がいた場合、上限5日間の学級閉鎖を検討する。
- ・感染経路が家庭内であるなど、感染者間で感染経路に関連がない場合や、学級内の他の児童生徒に感染が広がっている可能性が低いと判断される場合は、閉鎖をしない。
- ・具体的な閉鎖期間は、学校医の意見を聞くなどして校長が判断する。

2 学年閉鎖

○原則、同一学年内が感染経路であり、複数の学級が学級閉鎖をする状況にある場合は学年閉鎖を検討する。

3 学校閉鎖

○原則、同一学校内が感染経路であり、で複数の学年が学年閉鎖をする状況にある場合は学校閉鎖を検討する。

III 学校生活感染防止対策

1 健康観察等の徹底

(1) 児童生徒が登校を控える基準

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○児童生徒が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合○児童生徒が、感染者の濃厚接触者に特定された場合○児童生徒に、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合 <p>※上記のいずれの場合も「出席停止扱い(欠席とはしない)」とする。</p> |
|--|

※体調不良者が医療機関を受診、または医療用の抗原検査で新型コロナウイルス感染の疑いがないと判明した場合は、児童生徒の登校は可とする。

(2) 家庭における健康観察

- ・家庭での健康観察をする。
- ・【朝、自宅における発熱の目安は37.0℃】
家庭における検温(安静時)で、児童生徒に37.0℃以上ある場合は、登校を控えるよう、依頼する。ただし、平熱が高い場合には、平熱+0.5℃以上を発熱の目安とする。

(3) 学校における登校時の健康状態の確認

- ・学校は、欠席者及び遅刻している児童生徒を把握し、その理由を確認する。

- ・スクールバスにおいても3つの条件(換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声)が同時に重ならないようにする。また、可能な範囲において1つ1つの条件が発生しないように配慮する。

(4) 学校で(登校時を含む)児童生徒等の発熱や風邪症状等を確認した場合

- ・活動中に児童生徒が体調不良を訴えた場合には、別室で対応することが望ましい。やむを得ず、保健室で対応する場合は、できる限りの感染予防対策をしたうえで、体調不良者が他の児童生徒との接触を避ける工夫をする。
- ・【校内における発熱の目安は37.5℃】
児童生徒に発熱37.5℃以上他、新型コロナウイルス感染症を疑う症状がある場合には、安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養させることを原則とする。帰宅するまでの間、学校にとどまる場合は、別室で待機させることが望ましい。
- ・別室はできるだけ職員室や保健室の近くに用意する。
- ・別室においても、可能な限り、常時、2方向の窓(やドア)を同時に開けて換気を行う。
- ・別室において待機する児童生徒が使用する座席は、可能な限り距離を確保する。(おおむね1~2m)

(5) 教職員について

【出勤前・出勤時】

- ・毎朝、検温を行い、安静時でも37.0℃以上の場合は出勤しない。
ただし、平熱が高い場合には、平熱+0.5℃以上を発熱の目安とする。
- ・発熱がない場合であっても、咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は管理職に報告し、出勤しない。

【感染の疑いがある場合について】

- ・重症化リスクの高い者は速やかに医療機関を受診する。相談先に困ったときは、発熱相談センター、発熱相談機関に相談する。
- ・重症化リスクの低い者は、医療用の抗原検査でセルフチェックを実施することが望ましい。陽性だった場合は、健康フォローアップセンターで陽性者登録をする。

2 保健室における対応…学校の実情に合わせて対応

(1) 感染症予防に対応した保健室環境作り

- ・保健室を利用する児童生徒には、原則教職員が付き添う。
- ・体調不良者と負傷者の利用空間を分ける工夫をする。
- ・可能な限り、常時、2方向の窓を同時に開けて換気を行う。出入り口のドアも空けておく。

- ・密集しないよう、一度に多くの人数を入れないようにする。(掲示物、足型の利用など)

(2) 児童生徒等への対応

- ・体調不良者、負傷者等、その来室の理由にかかわらず、来室児童生徒等に対応する場合は、できるだけ対面とならないようにして感染防止に努める。

(3) 共用する備品等の消毒

- ・体温計、パルスオキシメーターの指挿入部内等、共用する備品等は、使用毎に消毒液で清拭する。
- ・体調不良者が休養した場所は消毒等を行う。ベッドを使用した場合にはできる範囲でシーツ等の消毒をし、布団は干す。

3 活動場面ごとの感染対策

(1) 登下校について

- ・気温、湿度や暑さ指数(WBGT)が高い時は、個人の判断でマスクを着用している場合も、はずすよう指導する。

(2) 手洗いについて

- ・教室に入る前に(廊下に手洗い場がない場合には、教室に入ったらずぐ)、手洗いを確実にを行う。そのほか休み時間の後、トイレの使用後、給食の前、掃除後、運動後、共用の教材・教具・情報機器などを使用する前後など、こまめな手洗いをする。
- ・流水と石けん・ハンドソープでの手洗いを基本とし、手指消毒用アルコールを補助的に用いる。また、石けん・ハンドソープやアルコールに過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗うなどの配慮をする。
- ・手洗いには液体石けんの使用が望ましいが、購入が難しい場合は固形石けんを使用して差し支えない。

(3) 教室等の換気について

- ・天候により常時、可能であれば対角線上の2か所以上の窓(やドア)を開けておく。加えて、休み時間には、出入り口のドアも開放するなど換気を徹底する。なお換気の際は、衣服等による体温調節にも配慮する。
- ・換気の目安として二酸化炭素濃度測定器を活用する。できる限り二酸化炭素濃度は1000ppm以下の換気等に取り組むことが望ましい。
- ・エアコンは室内の空気と外気の入れ替えを行っているわけではないため、エアコン使用時においても換気を行う。
- ・トイレ内はよく換気する。フタがあるトイレの場合は、フタを閉めて水を流す。

(4) 休み時間について

- ・運動不足やストレス解消の観点から児童生徒の外遊びを推奨する。
- ・密集する遊びや近距離で組み合ったり、長時間接触したりする遊びは避けることが望ましい。

(5)うがい、歯みがきについて

- ・うがい、歯みがきを行う際には、十分な換気を行う。
- ・歯みがきを実施する場合は手洗い場において児童生徒等の距離をとる、うがいを吐き出すときに姿勢を低くする、吐き出したものは大量の水で流すなどの工夫をする。
- ・歯ブラシの保管について、個別の歯ブラシケースに入れ毎日持ち帰るなどの配慮をする。

(6)マスクについて

- ・児童生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことが基本となる。ただし、次の場合は着用を推奨する。

- 登下校時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合
- 校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合

- ・熱中症等健康被害が発生する可能性が高いと判断する場合は、予防対策に配慮し、マスクをはずすよう指導する。
- ・マスク着用時はのどの渇きに気づきにくいいため、こまめに水分補給をする等、脱水や熱中症に注意する。
- ・マスクの着脱を強いることがないようにする。また、児童生徒の間でも着用の有無による差別・偏見等がないようにする。
- ・新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含めて感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられるが、マスクの着用を強いることのないようにする。

(7)清掃について

- ・清掃は換気の良い状況で行うようにする。清掃終了後は流水と石けん・ハンドソープでの手洗いをを行う。
- ・1日1回以上、大勢がよく手を触れる箇所(蛇口、ドアノブ、手すり、スイッチ等)を、アルコール消毒液で適切に消毒する。
なお、児童生徒等の手洗いが適切に行われている場合は、上記の作業を省略しても差し支えない。
- ・アルコールを使用した消毒にあたっては、アルコールに弱い人、アレルギー症状やかぶれを起こしやすい人もいるので配慮する。また、次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用した消毒にあたっては、体調がすぐれない人、心臓病・呼吸器疾

患等の人は行わないこととする。また、消毒液は換気の良い場所で使用する。

(8)ごみ箱の使用について

- ・ごみ箱はビニール袋をかけて使用し、捨てる時にはビニール袋の口をしっかりと縛って廃棄する。
- ・ごみ箱に触れた後は、流水と石けん・ハンドソープでの手洗いをを行う。

(9)消毒用アルコールの保管について

- ・消毒用アルコールを一か所に80ℓ以上保管する場合は、消防法及び火災予防条例により、消防署と相談の上、届出を行う。

IV 教育課程等

感染リスクが比較的高い学習活動の実施に当たっての留意点

1 小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校

【共通】

(1) 児童生徒が対面となるグループ活動

- ・十分な換気を行い、CO₂ モニターで換気状況を確認する。
- ・少人数のグループで実施し、大声での会話は避ける。

(2) 一斉に大きな声で話す活動

- ・十分な換気を行い、CO₂ モニターで換気状況を確認する。
- ・近距離での向かい合っでの発声は控える。

(1)、(2)の活動共に十分に換気ができない時は、サーキュレーターやHEPAフィルター付き空気清浄機を使用する等、補完的な措置を講じること。

【理科】

- ・グループで実験・観察を行う場合は、十分換気を行い、適切な声の大きさで行うなど、感染対策を行う。

【音楽科】

- ・合唱及び器楽の演奏については、十分な換気を行い、体の中心から前方1m程度左右50cm程度を目安とした距離を確保し、原則向かい合っでの歌唱は控えること。

【図画工作科・美術科】

- ・児童生徒同士が近距離で共同制作作業や鑑賞をする際には少人数のグループで行うとともに十分換気を行い、適切な声の大きさで行うなど感染対策を行う。

【体育科・保健体育科】

- ・基本的に運動中はマスクを着用しない。
- ・児童生徒が密集する運動、近距離で組み合ったり接触したりする運動については、換気を行い、大声での発声を控えることが望ましい。

- ・マスクを着用する際は、こまめな水分補給をして熱中症対策に努める。
- ・用具を共有したり、身体接触があったりした場合、学習後の手洗いの指導の徹底を図る。
- ・体育館等屋内で行う場合は、2方向の窓を開けるなど、十分に換気を行う。
- ・水泳指導を見学する児童生徒は、熱中症防止の観点から気温等に応じてマスクをはずすように指導する。

【家庭科・技術家庭科】

- ・調理実習を実施する場合は、十分換気を行い、少人数グループで実施し、大声での会話は控えること。
- ・調理したものを食べる際には、大声での会話は控える、座席を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合は対面の座席間に1m程度の距離を確保する。

【学校図書館】

- ・図書館利用前後は手洗いをする。

【特別支援教育】

- ・教室内の環境における視覚的な支援の整備を行う。

例1:手洗いの順番待ち場所(立ち位置)や、椅子等の置き位置に、間隔をあけてテープなどで印をつける。

例2:「声のものさし」等の掲示物を用い場面に適した声の大きさを意識できるようにする。

V 学校行事

1 入学式・卒業式等

参加者:原則 卒業生または新入生・在校生・教職員・保護者

※人数は学校規模による

来賓:学校運営協議会委員等とし、可能な範囲で招待する。(校長判断)

その他:他学年の臨時休業の対応も可(校長判断)

歌唱を行う場面では、前方1m、左右50cm程度の距離を確保する。

2 校外学習・遠足・泊を伴う行事

- ・交通機関や見学・宿泊場所等において、十分な感染防止対策を行った上で実施可(学校判断)。ただし、感染状況・国の動向により中止や延期等柔軟に対応。
- ・各学校は、中止や延期に伴うキャンセル料金(含む企画料金)が発生しないように入念に計画を立てる。やむを得ずキャンセル料金(含む企画料金)の支払いが発生する場合は、保護者に十分な説明を行った上で、保護者負担とする。

VI 部活動

- ・生徒に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。
- ・練習前後の手洗い、汗の処理等を適切に行う。こまめに休憩を入れ、顧問は健康観察を適切に行う。
- ・マスクを着用する際は、こまめな水分補給をして熱中症対策に努める。
- ・用具等を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行う。
- ・部室等の利用にあたっては、「3つの密」を可能な限り避ける。
- ・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動、向かい合って発声したりする活動は、各競技・活動の中央団体が作成しているガイドライン等を参考にして活動を行う。
- ・活動時間や休養日については『市川市学校部活動の運営方針』に従って設定する。
- ・大会については、各競技団体のガイドラインにそって実施する。
- ・屋内の練習は換気をこまめに行い、換気口を2方向設ける。
- ・吹奏楽部、管弦楽部、合唱部等の活動の留意点については、音楽の授業と同じ扱いとする。また、吹奏楽部等における管楽器の練習についても十分な換気のもと、適切な距離を取りながら、向かい合わないなど演奏する方向にも気を付けて行う。
- ・管楽器の使用において、マウスピースやリードなど直接口に触れるものを扱う時や、楽器から出る水分を処理する時には、他人が触れないようにする。
- ・茶道部、演劇部等の文化部の活動については、状況に応じて部活動の配慮事項や各教科等における感染症予防対策等に準じて活動を行う。

VII ほっと給食…学校の実情に合わせて対応

*「ほっと給食」とは:新型コロナウイルス感染防止対応給食の通称

1 目的

感染症予防対策をできる限り行っただうえで、児童・生徒に食事を提供する。

2 方法及び内容(学校全体で共通理解のもと取組む)

○給食時間の感染予防対策をする。

- ・担任は配膳前に給食当番の体調をチェックする。
- ・給食の配膳を行う児童・生徒及び教職員は、体調を点検し、マスク着用の上、必ず手洗いをする。
- ・配膳台を拭く。(消毒もできれば好ましい)

- ・食事前の手洗いの徹底を図る。(消毒もできれば好ましい)
- ・飲食時に十分な換気を行う。特に食事前に室内の空気と外気の入替を行う。
- ・適切な換気が確保でき、机を向かい合わせにしなければ、会話は可能であり、黙食の必要はない。(大声での会話は控える)
- ・机を向かい合わせにする場合には、適切な換気と対面の児童生徒等の間に一定の距離(1m程度)を確保する等の措置を講じることにより、会話は可能である。

VIII 教育課程外

1 放課後保育クラブ・ふれんどルーム市川

- ・通常運営
- ・ただし、食事の際は、給食時の対応と同様とする。

2 放課後子ども教室

- ・通常運営
- ・ただし、市川市新型コロナウイルス対策本部による決定事項に従う。

3 家庭教育学級

- ・各学校の家庭教育学級運営委員は、「新型コロナウイルス感染拡大防止に係る家庭教育学級運営指針」を参考に、講座の企画運営を行う。
- ・緊急事態措置期間、まん延防止等重点措置期間および臨時休業期間(学校閉鎖・学年閉鎖・学級閉鎖)は、対面による家庭教育学級は、原則として延期か中止とする。なお、オンライン開催は可。

4 施設開放

- ・市川市新型コロナウイルス対策本部による決定事項に従う。
- ・活動にあたっては、「部活動」を参考にする。
- ・団体員の感染による学校教育への影響のリスクを低減するために、対外試合や練習等の活動に制限を付する場合がある。
- ・学校と学校施設開放委員会で協議された使用方法を遵守する。
- ・団体の代表者は団体員の健康管理に努め、発熱など感染の疑いのある場合、活動を自粛させる。また、団体員の陽性が判明した場合は、速やかに学校地域連携推進課及び学校に報告し、公式 Web 上「新型コロナウイルス陽性反応に伴う初動について」を参考にする。
- ・使用した団体は、感染拡大防止に努めるよう、施設(ドアノブや手すり、スイッチ回り、分電盤や蛇口等)の消毒について徹底する。